

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)について

所得税及び復興特別所得税を納める方が、住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・購入・増改築などをしたときは、一定の要件に当てはまれば、住宅ローン控除を受けることができます。所得税額から控除しきれない場合は、限度額の範囲内で市民税・県民税から控除されます。

※居住開始年月日によっては、市民税・県民税からの控除が受けられない場合があります。

医療費控除について ※平成30年中に支払った医療費が控除の対象です

本人や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、次により計算した金額を所得金額から差し引くことができます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \hline \text{(最高200万円まで)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{平成30年中に} \\ \hline \text{支払った医療費の合計} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金等で補てん} \\ \hline \text{される金額(※)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{10万円または所得金額の} \\ \hline \text{5%のどちらか少ない額} \\ \hline \end{array}$$

(※)医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金や、健康保険などで支給される療養費、高額療養費、出産一時金など

- ◆添付書類……………医療費控除の明細書（平成29年分の確定申告から、領収書の添付は不要）
※医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。
※平成31年分までの申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。
- ◆対象にならない費用……………美容整形や健康診断時の費用、予防接種代、通院に使用した自家用車のガソリン代や駐車場代、健康増進のためのサプリメントや食品の購入代など。
- ◆介護保険の認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降の方は、医師が発行するおむつ使用証明書に代え、市で発行する書類により医療費控除が認められる場合があります。

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） ※医療費控除との選択制となります。

健康の保持増進および疾病の予防への取り組みとして、予防接種や健康診断など一定の取り組みをしている人が、自分や家族が使う特定一般用医薬品等（処方せんなしにドラッグストア等で購入できる医薬品等）を購入した場合、その年中に支払った合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（上限8万8千円）について、その年分の所得控除となる制度です。

主な税制改正について

平成30年分以降の所得税および平成31年度以降の市民税・県民税から適用されるもの

◆配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

配偶者控除・配偶者特別控除の控除額が、納税者（申告する本人）の合計所得金額に応じて改正されたほか、納税者の合計所得金額が1千万円を超える場合には、配偶者控除を受けることができないこととされました。

この改正により、従来配偶者控除の適用を受けていた配偶者の方については、市民税・県民税の申告書の提出が必要となる場合があります。